

平成 28 年 11 月 25 日
消 防 庁

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、平成 28 年 11 月 26 日から平成 28 年 12 月 27 日までの間、意見を公募します。

1 改正内容

給油取扱所において、圧縮天然ガスタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置し、給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を規定するものです。

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
- 詳細については、別紙の意見公募要領を御覧ください。

3 意見公募の期限

平成 28 年 12 月 27 日（火）（必着）
※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

4 今後の予定

皆様から寄せられた御意見を踏まえ、速やかに公布する予定です。



（連絡先）
消防庁危険物保安室
担当：白石課長補佐、谷口事務官
TEL：03-5253-7524（直通）
FAX：03-5253-7534
Mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

意見公募要領

1 意見公募対象

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案

2 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）の「報道発表」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

3 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

消防庁危険物保安室 あて

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします（コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

消防庁危険物保安室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

（４）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7534

消防庁危険物保安室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期間

平成 28 年 11 月 26 日（土）から平成 28 年 12 月 27 日（火）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

5 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を記載してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び消防庁ホームページに掲載するほか、消防庁危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

消防庁危険物保安室

担 当：白石、谷口

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

意見書

平成 年 月 日

消防庁危険物保安室 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）について

平成 28 年 11 月
消防庁危険物保安室

【概要】

給油取扱所において、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置し、給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を規定するものである。

【理由】

規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「消防庁は、圧縮天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、圧縮天然ガス充填設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充填のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し結論を得る」こととされ、これを受けて、消防庁では、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」（座長：林光一 青山学院大学理工学部教授）を開催し、検討結果をとりまとめた報告書を公表した。

当該報告書を踏まえ、給油取扱所において、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置し、給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を規定するため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）の改正を行うものである。

【内容】

規則第 27 条の 3 第 8 項を新設し、給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化することを可能にする規定を設けるとともに、これと関係する条文（規則第 25 条の 2、第 27 条の 4 及び第 28 条の 2 の 7）を改正するものである。

【施行期日】

公布の日

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所の圧縮天然ガスの充填及び給油のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準の整備		
担当部局	総務省消防庁危険物保安室	電話番号: 03-5253-7524	e-mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp
評価実施時期	平成28年11月		
規制の目的、内容及び必要性等	①新設又は改廃の目的 給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を規定し、圧縮天然ガス自動車の普及拡大を図るとともに、従業員、顧客、消防隊員等の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。 ②新設又は改廃の内容 圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に係る特例を規定している危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第27条の3では、火災危険性の観点から、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー等は給油取扱所の給油空地又は注油空地以外の場所であるほか、給油空地において圧縮天然ガスの充填を行うことができない場所に設置することとされており、給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースの共用化ができない。 今回の改正では、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー等を給油空地に設置して、給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準(ガソリン等の流出防止対策、圧縮天然ガス自動車下部等へのガソリン等の流入防止対策及び火災等緊急時の安全対策)を規定する。 ③新設又は改廃の必要性 給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースの共用化を可能とすることは、事業者にとって必要な敷地確保の負担が軽減され、圧縮天然ガス自動車の普及促進に寄与するものであることから、今回の改正は必要である。		
	法令の名称・関連条項とその内容	・危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第25条の2(固定給油設備等の構造、第27条の3(圧縮天然ガス充填設備設置屋外給油取扱所の基準の特例)、第27条の4(圧縮天然ガス充填設備設置屋内給油取扱所の基準の特例)及び第28条の2の7(顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所等の特例)	
規制の費用	費用の要素		
(遵守費用)	給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合、当該施設の所有者等にとって、当該施設を消防法上の技術上の基準に適合させるための費用(設置費用、審査手数料等)が発生する。設置費用については、今回の改正によって初めて給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化することが可能となり、当該施設の設置予定数やその規模(費用は施設の規模等によって異なる。)等について完全には把握できないため、具体的な費用の定量化及び金銭価値化による分析は困難である。 また、市町村長等に対する設置又は変更許可の申請及び完成検査に係る審査に係る手数料は、当該地方公共団体が地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)に定める金額と同一の金額を条例で定めている場合、屋外給油取扱所1施設あたりに発生する費用は以下の通りである。 ・取扱所の設置許可申請に対する審査手数料 52千円 ・取扱所の設置許可に係る完成検査手数料 26千円 ・取扱所の位置、構造又は設備の変更許可申請に対する審査手数料 26千円 ・取扱所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査手数料 13千円		
(行政費用)	給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合、市町村長等には設置又は変更許可の申請に対する審査及び完成検査に係る費用が発生するが、これらの費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより危険物施設の所有者等から手数料として徴収される(上記参考)。		
(その他の社会的費用)	今回の改正内容に基づいて給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化するにあっても、必要な安全対策をとることが義務づけられるため、火災発生の危険性に伴う社会的費用は発生しない。		
規制の便益	便益の要素		
(遵守便益)	停車スペースを共用化する場合の技術上の基準が整備されることで、事業者にとっては、必要な敷地確保の負担が軽減されるとともに、都心等広大な敷地を確保することが難しい場所に圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所を設置することができるなど、新たなビジネスチャンスが生まれるという便益が生じる。		
(行政便益)	停車スペースを共用化する場合の技術上の基準が整備されることで、圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所における安全を確保し、従業員、顧客、消防隊員等の生命、身体及び財産を守ることができるという便益が生じる。		
(その他の社会的便益)	停車スペースの共用化を可能とすることで、給油取扱所を設置する事業者の敷地確保の負担が軽減し、圧縮天然ガス自動車の普及促進という便益が生じる。		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	設置費用、審査手数料等の事業者の費用負担や設置又は変更許可の申請に対する審査及び完成検査に係る市町村長等の費用負担(徴収した手数料により支弁される)が発生するが、停車スペースを共用化することによる必要な敷地確保の負担の軽減に伴うビジネスチャンスの拡大や圧縮天然ガス自動車の普及促進という便益は大きく、また従業員、顧客、消防隊員等の生命、身体及び財産を守ることができるという便益が発生することも総合的に勘案すると便益は費用に見合ったものであり、また事業者(危険物施設等の所有者等)がその費用を負担することについては十分な合理性があると考えられるため、今回の改正は適切なものであると考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	(1)有識者の見解 「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」(座長:林 光一 青山学院大学理工学部教授)において、現行法令の圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所(危規則第27条の3)の停車スペースを共用化する場合に必要な安全に関する技術基準について国内の事故統計、想定される事故シナリオ、試験やシミュレーションによる検証等に基づき検討され、一定の安全対策を講じることにより停車スペースの共用化は可能との知見が得られた。 ○天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会 【http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/tennen_kyouyouka/index.html】 ○天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する報告書 【http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/tennen_kyouyouka/06/houkoku.pdf】 (2)評価に用いた資料その他関連事項 ・規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定) 【http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/p_index.html】 「天然ガス充填設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化 消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充填設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充填のための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。」		
レビューを行う時期又は条件	当該規制の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じレビューを行うものとする。		
備考			

総務省 規制の事前評価書

(圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所の圧縮天然ガスの充填及び給油のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準の整備)

所管部局課室名：消防庁危険物保安室

電話番号：03-5253-7524

e-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

評価実施時期：平成 28 年 11 月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

現行法上、圧縮天然ガスを内燃機関（エンジン）の燃料として用いる自動車（以下「圧縮天然ガス自動車」という。）に当該ガスを充填するための設備を設ける給油取扱所（以下「圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所」という。）については、ガソリン等流出事故が発生した際の火災危険性の観点から、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー（圧縮天然ガスを充填する設備）及びガス配管（以下「ディスペンサー等」という。）は、給油取扱所の給油空地外であるほか、給油空地において圧縮天然ガスの充填を行うことができない場所に設置することとされ、給油と圧縮天然ガスの充填のための停車スペースは共用化ができない。一方、規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し結論を得る。」こととされた。

上記計画を踏まえ、消防庁では平成 25 年度から平成 27 年度にかけて「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」（座長：林 光一 青山学院大学理工学部教授）を開催し給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合の安全対策のあり方について検討を行い、平成 27 年 12 月 24 日に検討結果をとりまとめた報告書を公表した。

今回の改正は、当該報告書を踏まえ、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー等を給油空地に設置して、給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を規定するものである。

(2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

①新設又は改廃の目的

給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を規定し、圧縮天然ガス自動車の普及拡大を図るとともに、従業員、顧客、消防隊員等の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

②新設又は改廃の内容

圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に係る特例を規定している危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55

号) 第 27 条の 3 では、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー等は給油取扱所の給油空地外であるほか、給油空地において圧縮天然ガスの充填を行うことができない場所に設置することとされ、給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースの共用化ができない。圧縮天然ガススタンドのディスペンサー等を給油空地に設置することを可能として停車スペースを共用化した場合、圧縮天然ガス自動車の下部にガソリン等が流れ込んで火災が発生する可能性があり、圧縮天然ガス自動車の高圧ガス容器が強烈なガソリン等の火災で炙られれば、高圧ガス容器の安全弁からの急激な火炎の噴出や高圧ガス容器の破裂により、従業員、顧客、消防隊員等の生命等を損なう危険性があることから、今回の改正では、停車スペースを共用化した場合にも安全性が確保されるよう技術上の基準を整備することとする。具体的には、以下に掲げる追加基準をすべて講ずる場合又は停車スペースを共用化する給油空地内で軽油のみを取り扱う場合には、ディスペンサー等を給油空地に設置できることとする。なお、軽油は、引火点が 50℃程度であり（ガソリンはマイナス 40℃）、仮に、流出した軽油が圧縮天然ガスを充填している場所に達したとしても、火災になる危険性が低いことを踏まえ安全対策を義務づける対象から除外したものである。

【主な追加基準】

○ガソリン等（軽油を除く。以下同じ）の流出防止対策・流出量拡大の防止対策

- ① 非ラッチオープンノズル（※ 1）又は脱落時に給油を自動的に停止する構造及び緊急離脱カプラー（※ 2）を有するラッチオープンノズルの使用

※ 1 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルをラッチオープンノズル、備えていない給油ノズルを非ラッチオープンノズルという。

※ 2 固定給油設備のホースに一定以上の引張力が加わった際に、ホースが安全に分離し、分離した部分からの危険物の漏えいを防止するもの。

- ② 満量停止機能を有する給油ノズルの使用
- ③ 1 回の連続した給油量の制限
- ④ 固定給油設備の転倒時の流出防止措置

○圧縮天然ガス自動車下部等へのガソリン等の流入防止対策

ガソリン等流出時に天然ガス自動車の下部、ディスペンサー又はガス配管にガソリン等が達するのを防止する措置（傾斜及び離隔等）

○火災等緊急時の安全対策

緊急停止スイッチ（給油取扱所内のすべての固定給油設備への危険物を一斉に停止させるための装置）の設置

③新設又は改廃の必要性

給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースの共用化を可能とすることは、事業者にとって必要な敷地確保の負担が軽減され、圧縮天然ガス自動車の普及促進に寄与するものであることから、今回の改正は必要である。

(3) 関連する主要な政策：

国民生活と安心・安全 政策 19「消防防災体制の充実強化」

(4) 根拠法令

- ・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 17 条第 3 項第 4 号、第 4 項及び第 5 項

(5) 法令の名称・関連条項とその内容

- ・危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 25 条の 2（固定給油設備等の構造）、第 27 条の 3（圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の基準の特例）、第 27 条の 4（圧縮天然ガス等充填設備設置屋内給油取扱所の基準の特例）及び、第 28 条の 2 の 7（顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所等の特例）

2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益

(1) 規制の費用

① 遵守費用

給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合、当該施設の所有者等にとって、当該施設を消防法上の技術上の基準に適合させるための費用（設置費用、審査手数料等）が発生する。

設置費用については、今回の改正によって初めて給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化することが可能となり、当該施設の設置予定数やその規模（費用は施設の規模等によって異なる。）等について完全には把握できないため、具体的な費用の定量化及び金銭価値化による分析は困難である。

また、市町村長等に対する設置又は変更許可の申請及び完成検査に係る審査に係る手数料は、当該地方公共団体が地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に定める金額と同一の金額を条例で定めている場合、屋外給油取扱所 1 施設あたりに発生する費用は以下の通りである。

・取扱所の設置許可申請に対する審査手数料	52 千円
・取扱所の設置許可に係る完成検査手数料	26 千円
・取扱所の位置、構造又は設備の変更許可申請に対する審査手数料	26 千円
・取扱所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査手数料	13 千円

② 行政費用

給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合、市町村長等には設置又は変更許可の申請に対する審査及び完成検査に係る費用が発生するが、これらの費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより危険物施設の所有者等から手数料として徴収される（上記参考）。

③ その他の社会的費用

給油取扱所内に圧縮天然ガス充填設備を設置する場合、ガソリン等流出事故が発生した際の火災危険性の観点から、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー等は給油空地外であるほか、給油空地において圧縮天然ガスの充填を行うことができない場所に設置することとされていたが、今回の改正内容に基づいて給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースの共用化を図っても必要な安全対策をとることにより、火災発生危険性の伴う社会的費用は発生しない。

(2) 規制の便益

① 遵守便益

停車スペースを共用化する場合の技術上の基準が整備されることで、事業者にとっては、必要な敷地確保の負担が軽減されるとともに、都心等広大な敷地を確保することが難しい場所に圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所を設置することができるなど、新たなビジネスチャンスが生まれるという便益が生じる。

② 行政便益

停車スペースを共用化する場合の技術上の基準が整備されることで、圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所における安全を確保し、従業員、顧客、消防隊員等の生命、身体及び財産を守ることができるという便益が生じる。

③ その他の社会的便益

停車スペースの共用化を可能とすることで、給油取扱所を設置する事業者の必要な敷地確保の負担が軽減し、圧縮天然ガス自動車の普及促進に有効であるという便益が生じる。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

規制の見直しに伴い停車スペースを共用化する場合、設置費用、審査手数料等の事業者の費用負担や設置又は変更許可の申請に対する審査及び完成検査に係る市町村長等の費用負担（徴収した手数料により支弁される）が発生するが、停車スペースを共用化することによる必要な敷地確保の負担の軽減に伴うビジネスチャンスの拡大や圧縮天然ガス自動車の普及促進という便益は大きく、また従業員、顧客、消防隊員等の生命、身体及び財産を守ることができるという便益が発生することも総合的に勘案すると便益は費用に見合ったものであり、また事業者（危険物施設等の所有者等）がその費用を負担することについては十分な合理性があると考えられるため、今回の改正は適切なものであると考えられる。

4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較

代替案なし。

（理由）

危険物行政においては、危険物規制に係る許認可等の事務を都道府県又は市町村長が自治事務として行い、基準や手続き等の枠組みを必要最小限の範囲で国が定めることを基本としている。これは、危険物の規制は高度に技術的な内容を含んでいること、同一の危険物に対する規制に係る基準が地方公共団体間で異なると関係事業者等に必要以上の負担を強いることになり経済活動の障害となるおそれ大きいこと等によるものであり、今回の規制についても同様の理由から、その制定主体を地方公共団体に委ねることは適当ではない。また、停車スペースを共用化する事例が現状においてないため、今回定めようとする技術上の基準以外の代替手段については、当該規制の実施状況、社会経済情勢の変化等にあわせて検討すべき事項である。

5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項

(1) 有識者の見解

消防庁では平成 25 年度から 27 年度にかけて「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」(座長: 林 光一 青山学院大学理工学部教授)を開催し、停車スペースを共用化する場合の安全対策のあり方について検討を行い、平成 27 年 12 月 24 日に検討結果をとりまとめた報告書を公表した。

当該検討会において、現行法令の圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所(危険物の規制に関する規則第 27 条の 3)の停車スペースを共用化する場合に必要な安全に関する技術基準について国内の事故統計、想定される事故シナリオ、試験やシミュレーションによる検証等に基づき検討され、一定の安全対策を講じることにより停車スペースの共用化は可能との知見が得られた。

今回の改正は、当該報告書を踏まえ、停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を規定するものである。

○天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会

【http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/tennen_kyouyouka/index.html】

○天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する報告書

【http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/tennen_kyouyouka/06/houkoku.pdf】

(2) 評価に用いた資料その他関連事項

・規制改革実施計画(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)

【http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/p_index.html】

「天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化

消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。」

6. レビューを行う時期又は条件

当該規制の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じレビューを行うものとする。

○総務省令第 号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第三項から第五項までの規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年 月 日

総務大臣 山本 早苗

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第一号イ中「第二十八条の二から第二十八条の二の三まで及び」を「第二十七条の三第八項、第二十八条の二から第二十八条の二の三まで、第二十八条の二の七第四項及び」に改め、「第二十八条の二から第二十八条の二の三まで、第二十八条の二の八」を「第二十七条の三第八項、第二十八条の二から第二十八条の二の七第四項、第二十八条の二の八」に改める。

第二十七条の三の見出しを「（圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の基準の特例）」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設

備設置給油取扱所」に改め、同項第一号及び第二号中「充てん」を「充填」に改め、同条第四項中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に改め、同条第六項各号列記以外の部分中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に改め、同項第一号中「圧縮天然ガスタンドをいう。以下この項及び次項」を「圧縮天然ガスタンドをいう。以下この項から第八項まで並びに第二十八条の二の七第四項及び第五項」に改め、同項第三号中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に改め、同項第四号ハ(1)中「充てん」を「充填」に改め、同号ハ(2)中「充てんホースは」を「充填ホースは」に、「充てん口」を「充填口」に、「当該充てんホース」を「当該充填ホース」に改め、同項第五号中「充てん用ポンプ機器」を「充填用ポンプ機器」に改め、同条第七項中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に、「次」を「この項及び次項」に改め、同項第二号中「前項第三号から第五号」を「前項第四号から第六号」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第六項第四号ハ(1)及びニ(1)の規定にかかわらず、次に掲げる措置のすべてを講じた場合又は給油空地が軽油のみを取り扱う固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地である場合は、圧縮天然ガス

タンクのデイスペンサー及びガス配管を給油空地（固定給油設備（懸垂式のものを除く。）のうちホース機器の周囲に保有する空地に限る。以下この項並びに第二十八条の二の七第四項及び第五項において同じ。）に設置することができる。

一 固定給油設備（ホース機器の周囲に保有する給油空地に圧縮天然ガススタンドのデイスペンサー及びガス配管を設置するものに限る。以下この項並びに第二十八条の二の七第四項及び第五項において同じ。）の構造及び設備は、次によること。

イ 給油ホース（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱うものに限る。以下この号において同じ。）の先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。

ロ 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズル（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱うものに限る。以下この号において同じ。）を設ける固定給油設備は、次によること。

(1) 給油ノズルは、自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。

(2) 第二十五条の二第二号ハの規定にかかわらず、給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安

全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができ構造のものとする。

ハ 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となつたときに給油を自動的に停止する構造のものとする。

ニ 一回の連続したガソリン、メタノール等又はエタノール等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。

ホ 固定給油設備には、当該固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備にあつては、ホース機器。以下この号において同じ。）が転倒した場合において当該固定給油設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン、メタノール等又はエタノール等の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。

二 固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン、メタノール等又はエタノール等が、当該給油空地内の圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所、圧縮天然ガススタンドのディスプレイ及びガス配管が設置されている部分に達することを防止するための措置を講ずること。

三 火災その他の災害に際し速やかに操作することができ、箇所、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための装置を設けること。

第二十七条の四の見出しを「（圧縮天然ガス等充填設備設置屋内給油取扱所の基準の特例）」に改め、同条第一項中「令第十七条第三項第四号に掲げる給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に、「第六項及び第七項」を「及び第六項から第八項まで」に改め、同条第二項中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に改める。

第二十八条の二の七の見出しを「（顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所等の特例）」に改め、同条第一項中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所、圧縮水素充填設備設置給油取扱所」に改め、同条第二項中「次項」を「次項から第五項まで」に、「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所及び圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所及び圧縮水素充填設備設置給油取扱所」に改め、同条第三項中「限る。」を「限り、第五項に定めるものを除く。」に、「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項の給油取扱所（圧縮天然ガスタンドのディスプレイ及びガス配管を給油空地に設置するもの（次項に定めるものを除く。））は、第二十八条の二の五（同条第四号イのほか、固定給油設備（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱う給油ノズル、給油ホース及び配管に限る。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、同条第二号イ、ロ(2)、ニ（顧客に危険物が飛散しないための措置に係る部分を除く。）及びホ（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設ける固定給油設備を設置する場合に限る。）を除く。）の規定に適合しなければならない。

5 第一項の給油取扱所（圧縮天然ガスタンドのディスプレイ及びガス配管を給油空地に設置するもの（屋内給油取扱所に該当するものに限る。））は、前条（同条においてその例によるものとされる第二十条の二の五第四号イのほか、固定給油設備にあつては、前条においてその例によるものとされる第二十条の二の五第二号イ、ロ(2)、ニ（顧客に危険物が飛散しないための措置に係る部分を除く。）及びホ（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設ける固定給油設備を設置する場合に限る。）を除く。）の規定に適合しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案） 新旧対照条文
 ○危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（固定給油設備等の構造） 第二十五条の二 令第十七条第一項第十号（令第十四条第九号及び令第十七条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める構造は、次のとおりとする。 一 ポンプ機器の構造は、次のとおりとすること。 イ 固定給油設備のポンプ機器は、当該ポンプ機器に接続される給油ホースの先端における最大吐出量がガソリン、第四類の危険物のうちメタノール若しくはこれを含むもの（第二十七条の三第八項、第二十八条の二から第二十八条の三の三まで、第二十八条の二の七第四項及び第四十条の十四において「メタノール等」という。）又は第四類の危険物のうちエタノール若しくはこれを含むもの（第二十七条の三第八項、第二十八条の二から第二十八条の三の三まで、第二十八条の二の七第四項、第二十八条の二の八及び第四十条の十四において「エタノール等」という。）にあつては毎分五十リットル以下、軽油にあつては毎分百八十リットル以下となるものとする。 ロ ホ （略） 二 五 （略） （圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の基準の特例）	（固定給油設備等の構造） 第二十五条の二 令第十七条第一項第十号（令第十四条第九号及び令第十七条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める構造は、次のとおりとする。 一 ポンプ機器の構造は、次のとおりとすること。 イ 固定給油設備のポンプ機器は、当該ポンプ機器に接続される給油ホースの先端における最大吐出量がガソリン、第四類の危険物のうちメタノール若しくはこれを含むもの（第二十八条の二から第二十八条の三の三まで、第二十八条の二の七第四項及び第四十条の十四において「メタノール等」という。）又は第四類の危険物のうちエタノール若しくはこれを含むもの（第二十八条の二から第二十八条の三の三まで、第二十八条の二の八及び第四十条の十四において「エタノール等」という。）にあつては毎分五十リットル以下、軽油にあつては毎分百八十リットル以下となるものとする。 ロ ホ （略） 二 五 （略） （圧縮天然ガス等充てん設備設置屋外給油取扱所の基準の特例）

第二十七条の三 令第十七条第三項第四号に掲げる給油取扱所（以下「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。	2 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所については、令第十七条第一項第十六号から第十八号まで及び第二十二号の規定は、適用しない。	3 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所には、給油又はこれに付帯する業務のための次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けてはならない。この場合において、第一号の二から第三号までの用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが出入するものを除く。）の床面積の合計は、三百平方メートルを超えてはならない。 一 給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は圧縮天然ガス等の充填のための作業場 一の二（略） 二 給油、灯油若しくは軽油の詰替え、自動車等の点検・整備若しくは洗浄又は圧縮天然ガス等の充填のために給油取扱所に出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場 三 五（略）	4 前項の圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に設ける建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口（自動車等の出入口で前項第一号、第三号及び第四号の用途に供する部分に設けるものを除く。）に防火設備を設けること。この場合において、当該建築物の前項第五号の用途に供する部分は、開口部のない耐火構
--	---	--	---

第二十七条の三 令第十七条第三項第四号に掲げる給油取扱所（以下「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。	2 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所については、令第十七条第一項第十六号から第十八号まで及び第二十二号の規定は、適用しない。	3 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所には、給油又はこれに付帯する業務のための次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けてはならない。この場合において、第一号の二から第三号までの用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが出入するものを除く。）の床面積の合計は、三百平方メートルを超えてはならない。 一 給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は圧縮天然ガス等の充てんのための作業場 一の二（略） 二 給油、灯油若しくは軽油の詰替え、自動車等の点検・整備若しくは洗浄又は圧縮天然ガス等の充てんのために給油取扱所に出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場 三 五（略）	4 前項の圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所に設ける建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口（自動車等の出入口で前項第一号、第三号及び第四号の用途に供する部分に設けるものを除く。）に防火設備を設けること。この場合において、当該建築物の前項第五号の用途に供する部分は、開口部のない耐火構
---	--	---	--

造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画され、かつ、給油取扱所の敷地内に面する側の壁に出入口がない構造としなければならない。

5
(略)

6 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該設備は、第二号から第六号までに定めるところにより設けなければならない。

一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器並びに圧縮天然ガスタンド（一般高圧ガス保安規則第二條第一項第二十三号の圧縮天然ガスタンドをいう。以下この項から第八項まで並びに第二十八条の二の七第四項及び第五項において同じ。）又は液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第二條第一項第二十号の液化石油ガススタンドをいう。以下この項及び次項において同じ。）及び防火設備（一般高圧ガス保安規則第六條第一項第三十九号の防火設備又は液化石油ガス保安規則第六條第一項第三十一号の防火設備のうち防火設備をいう。以下この項及び次項において同じ。）

二
(略)

三 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に設ける自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満とすること。

四 圧縮天然ガススタンドの圧縮機、貯蔵設備、ディスプレイ、ガス配管の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、それぞれ次のとおりとすること。

造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画され、かつ、給油取扱所の敷地内に面する側の壁に出入口がない構造としなければならない。	5	（略）	6	圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該設備は、第二号から第六号までに定めるところにより設けなければならない。	一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器並びに圧縮天然ガスタンド（一般高圧ガス保安規則第二條第一項第二十三号の圧縮天然ガスタンドをいう。以下この項及び次項	の項及び次項	において同じ。）又は液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第二條第一項第二十号の液化石油ガスタンドをいう。以下この項及び次項において同じ。）及び防火設備（一般高圧ガス保安規則第六條第一項第三十九号の防火設備又は液化石油ガス保安規則第六條第一項第三十一号の防火設備のうち防火設備をいう。以下この項及び次項において同じ。）	（略）	二	三	圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所に設ける自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満とすること。	四	圧縮天然ガススタンドの圧縮機、貯蔵設備、ディスプレイ及びガス配管の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、それぞれ次のとおりとすること。

ガ ス 等 充 填 設 備 設 置 給 油 取 扱 所 の 特 例 は、 こ の 項 及 び 次 項 の と お り と す る。	7 第三項から前項までに定めるもののほか、 圧縮天然	六 (略)	イ (略)	ロ (略)	五 (略)	ニ (略)	(3) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。	(2) 充填ホースは、自動車等のガスの充填口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とし、かつ、著しい引張力が加わった場合に当該充填ホースの破断によるガスの漏れを防止する措置が講じられたものであること。	(1) 位置は、イ(1)の圧縮機の位置の例によるほか、給油空地等においてガスの充填を行うことができない場所であること。	ハ・ロ (略)	イ・ロ (略)
ガ ス 等 充 填 設 備 設 置 給 油 取 扱 所 の 特 例 は、 こ の 項 及 び 次 項 の と お り と す る。	7 第三項から前項までに定めるもののほか、 圧縮天然	六 (略)	イ (略)	ロ (略)	五 (略)	ニ (略)	(3) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。	(2) 充填ホースは、自動車等のガスの充填口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とし、かつ、著しい引張力が加わった場合に当該充填ホースの破断によるガスの漏れを防止する措置が講じられたものであること。	(1) 位置は、イ(1)の圧縮機の位置の例によるほか、給油空地等においてガスの充填を行うことができない場所であること。	ハ・ロ (略)	イ・ロ (略)

ガ ス 等 充 て ん 設 備 設 置 給 油 取 扱 所 の 特 例 は、 次	7 第三項から前項までに定めるもののほか、 圧縮天然	六 (略)	イ (略)	ロ (略)	五 (略)	ニ (略)	(3) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。	(2) 充てんホースは、自動車等のガスの充てん口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とし、かつ、著しい引張力が加わった場合に当該充てんホースの破断によるガスの漏れを防止する措置が講じられたものであること。	(1) 位置は、イ(1)の圧縮機の位置の例によるほか、給油空地等においてガスの充てんを行うことができない場所であること。	ハ・ロ (略)	イ・ロ (略)
ガ ス 等 充 て ん 設 備 設 置 給 油 取 扱 所 の 特 例 は、 次	7 第三項から前項までに定めるもののほか、 圧縮天然	六 (略)	イ (略)	ロ (略)	五 (略)	ニ (略)	(3) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。	(2) 充てんホースは、自動車等のガスの充てん口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とし、かつ、著しい引張力が加わった場合に当該充てんホースの破断によるガスの漏れを防止する措置が講じられたものであること。	(1) 位置は、イ(1)の圧縮機の位置の例によるほか、給油空地等においてガスの充てんを行うことができない場所であること。	ハ・ロ (略)	イ・ロ (略)

一 (略) 二 簡易タンク又は専用タンクの注入口若しくは第二十五条第二号に掲げるタンクの注入口から漏れた危険物が、前項第四号から第六号までに掲げる設備が設置されている部分（地盤面下の部分を除く。）に達することを防止するための措置を講ずること。 三・四 (略)	8 第六項第四号ハ(1)及びニ(1)の規定にかかわらず、次に掲げる措置のすべてを講じた場合又は給油空地が軽油のみを取り扱う固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地である場合は、圧縮天然ガススタンドのデイスペンサー及びガス配管を給油空地（固定給油設備（懸垂式のものを除く。）のうちホース機器の周囲に保有する空地に限る。以下この項並びに第二十八条の二の七第四項及び第五項において同じ。）に設置することができる。 一 固定給油設備（ホース機器の周囲に保有する給油空地に圧縮天然ガススタンドのデイスペンサー及びガス配管を設置するものに限る。以下この項並びに第二十八条の二の七第四項及び第五項において同じ。）の構造及び設備は、次によること。 イ 給油ホース（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱うものに限る。以下この号において同じ。）の先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。 ロ 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズル（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱うものに限る。以下この号において同じ。）を設ける固定給油設備は、次によること。
--	---

一 (略) 二 簡易タンク又は専用タンクの注入口若しくは第二十五条第二号に掲げるタンクの注入口から漏れた危険物が、前項第三号から第五号までに掲げる設備が設置されている部分（地盤面下の部分を除く。）に達することを防止するための措置を講ずること。 三・四 (略)	(新設)
--	-------------

(1) 給油ノズルは、自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。	(2) 第二十五条の二第二号ハの規定にかかわらず、給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができ構造のものとする。	ハ 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となつたときに給油を自動的に停止する構造のものとする。	ニ 一回の連続したガソリン、メタノール等又はエタノール等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。	ホ 固定給油設備には、当該固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備にあつては、ホース機器。以下この号において同じ。）が転倒した場合において当該固定給油設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン、メタノール等又はエタノール等の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。	二 固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン、メタノール等又はエタノール等が、当該給油空地内の圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所、圧縮天然ガススタンドのディスプレイ及びガス配管が設置されている部分に達することを防止するための措置を講ずること。	三 火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給
---	---	---	---	--	--	--

を一斉に停止するための装置を設けること。

（圧縮天然ガス等充填設備設置屋内給油取扱所の基準の特例）

第二十七条の四 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に係る令第十七条第三項の規定による同条第二項に掲げる基準の特例は、前条第三項及び第六項から第八項までの規定の例によるほか、この条の定めるところによる。

2 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所については、令第十七条第二項においてその例によるものとされる同条第一項第十六号及び第二十二号並びに同条第二項第七号及び第九号ただし書の規定は、適用しない。

3 ・ 4 （略）

（顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所等の特例）

第二十八条の二の七 第二十八条の二の四の給油取扱所（圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所、圧縮水素充填設備設置給油取扱所及び第二十八条第一項の自家用の給油取扱所に該当するものに限る。）に係る令第十七条第五項の規定による同条第三項に掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。

2 前項の給油取扱所（次項から第五項までに定めるものを除く。）は、第二十八条の二の五（圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所及び圧縮水素充填設備設置給油取扱所）にあつては、第四号イを除く。）の規定に適合しなければならない。

3 第一項の給油取扱所（屋内給油取扱所に該当するも

（圧縮天然ガス等充てん設備設置屋内給油取扱所の基準の特例）

第二十七条の四 令第十七条第三項第四号に掲げる給油取扱所に係る令第十七条第三項の規定による同条第二項に掲げる基準の特例は、前条第三項、第六項及び第七項の規定の例によるほか、この条の定めるところによる。

2 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所については、令第十七条第二項においてその例によるものとされる同条第一項第十六号及び第二十二号並びに同条第二項第七号及び第九号ただし書の規定は、適用しない。

3 ・ 4 （略）

（顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所等の特例）

第二十八条の二の七 第二十八条の二の四の給油取扱所（圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所及び第二十八条第一項の自家用の給油取扱所に該当するものに限る。）に係る令第十七条第五項の規定による同条第三項に掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。

2 前項の給油取扱所（次項のを除く。）は、第二十八条の二の五（圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所及び圧縮水素充てん設備設置給油取扱所）にあつては、第四号イを除く。）の規定に適合しなければならない。

3 第一項の給油取扱所（屋内給油取扱所に該当するも

4	第一項の給油取扱所（圧縮天然ガスタンドのデイスペンサー及びガス配管を給油空地に設置するもの（次項に定めるものを除く。））は、第二十八条の二の五（同条第四号イのほか、固定給油設備（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱う給油ノズル、給油ホース及び配管に限る。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、同条第二号イ、ロ(2)、ニ（顧客に危険物が飛散しないための措置に係る部分を除く。）及びホ（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設ける固定給油設備を設置する場合に限る。）を除く。）の規定に適合しなければならない。	（新設） （）」は、前条（圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所）にあつては、同条においてその例によるものとされる第二十八条の二の五第四号イを除く。）の規定に適合しなければならない。
5	第一項の給油取扱所（圧縮天然ガスタンドのデイスペンサー及びガス配管を給油空地に設置するもの（屋内給油取扱所に該当するものに限る。））は、前条（同条においてその例によるものとされる第二十八条の二の五第四号イのほか、固定給油設備にあつては、前条においてその例によるものとされる第二十八条の二の五第二号イ、ロ(2)、ニ（顧客に危険物が飛散しないための措置に係る部分を除く。）及びホ（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設ける固定給油設備を設置する場合に限る。）を除く。）の規定に適合しなければならない。	

参 照 条 文

危険物の規制に関する規則の 一部を改正する省令（案）

【目次】

○消防法（昭和23年法律第186号）抄—————P1

○危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）抄 —————P2

○危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）抄 —————P9

平成28年11月

消防庁危険物保安室

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案 参照条文

○ 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号） 抄

- 第十条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。
- 2 別表第一に掲げる品名（第十一条の四第一項において単に「品名」という。）又は指定数量を異にする二以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が一以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。
- 3 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。
- 4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

○ 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号） 抄

（給油取扱所の基準）

第十七条 給油取扱所（次項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 給油取扱所の給油設備は、ポンプ機器及びホース機器からなる固定された給油設備（以下この条及び第二十七条において「固定給油設備」という。）とすること。
- 二 固定給油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定給油設備にあつては、ホース機器の下方）に、自動車等に直接給油し、及び給油を受ける自動車等が出入りするための、間口十メートル以上、奥行六メートル以上の空地で総務省令で定めるもの（以下この条及び第二十七条において「給油空地」という。）を保有すること。
- 三 給油取扱所に灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量四千リットル以下のタンク（容量二千リットルを超えるタンクにあつては、その内部を二千リットル以下ごとに仕切つたものに限る。）に注入するための固定された注油設備（ポンプ機器及びホース機器からなるものをいう。以下この条及び第二十七条において「固定注油設備」という。）を設ける場合は、固定注油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定注油設備にあつては、ホース機器の下方）に、灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定されたタンクに注入するための空地で総務省令で定めるもの（以下この条及び第二十七条において「注油空地」という。）を給油空地以外の場所に保有すること。
- 四 給油空地及び注油空地は、漏れた危険物が浸透しないための総務省令で定める舗装をすること。
- 五 給油空地及び注油空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該給油空地及び注油空地以外の部分に流出しないように総務省令で定める措置を講ずること。
- 六 給油取扱所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に給油取扱所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- 七 給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク又は容量一万リットル以下の廃油タンクその他の総務省令で定めるタンク（以下この条及び第二十七条において「廃油タンク等」という。）を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けないこと。ただし、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量六百リットル以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに一個ずつ三個まで設けることができる。
- 八 前号の専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクを設ける場合には、当該専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクの位置、構造及び設備は、次によること。
- イ 専用タンク又は廃油タンク等の位置、構造及び設備は、第十三条第一項（第五号、第九号（掲示板に係る部分に限る。））、第九号の二及

び第十二号を除く。）、同条第二項（同項においてその例によるものとされる同条第一項第五号、第九号（掲示板に係る部分に限る。）、第九号の二及び第十二号を除く。）又は同条第三項（同項においてその例によるものとされる同条第一項第五号、第九号（掲示板に係る部分に限る。）、第九号の二及び第十二号を除く。）に掲げる地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例によるものであること。

ロ 簡易タンクの構造及び設備は、第十四条第四号及び第六号から第八号までに掲げる簡易タンク貯蔵所の簡易貯蔵タンクの構造及び設備の例によるものであること。

九 固定給油設備又は固定注油設備に危険物を注入するための配管は、当該固定給油設備又は固定注油設備に接続する第七号の専用タンク又は簡易タンクからの配管のみとすること。

十 固定給油設備及び固定注油設備は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な総務省令で定める構造とするとともに、先端に弁を設けた全長五メートル（懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備にあつては、総務省令で定める長さ）以下の給油ホース又は注油ホース及びこれらの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

十一 固定給油設備及び固定注油設備には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に防火に関し必要な事項を表示すること。

十二 固定給油設備は、次に掲げる道路境界線等からそれぞれ当該道路境界線等について定める間隔を保つこと。ただし、総務省令で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、この限りでない。

イ 道路境界線 次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める間隔

固定給油設備の区分		間隔	
懸垂式の固定給油設備		四メートル以上	
その他の固定給油設備	固定給油設備に接続される給油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下このイ及び次号イにおいて「最大給油ホース全長」という。）が三メートル以下のもの	四メートル以上	
	最大給油ホース全長が三メートルを超え四メートル以下の	五メートル	

	もの	もの
	最大給油ホース全長が四メートルを超え五メートル以下のもの	六メートル以上

ロ 敷地境界線 二メートル以上
 ハ 建築物の壁 二メートル（給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、一メートル）以上
 十三 固定注油設備は、次に掲げる固定給油設備等からそれぞれ当該固定給油設備等について定める間隔を保つこと。ただし、総務省令で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、この限りでない。
 イ 固定給油設備（総務省令で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。） 次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める間隔

	固定給油設備の区分		間隔	
	懸垂式の固定給油設備		四メートル以上	
その他の固定給油設備	最大給油ホース全長が三メートル以下のもの		四メートル以上	
	最大給油ホース全長が三メートルを超え四メートル以下のもの	五メートル以上		
	最大給油ホース全長が四メートルを超え五メートル以下のもの	六メートル以上		
	以下のもの	ル以上		

ロ 道路境界線 次の表に掲げる固定注油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める間隔

固定注油設備の区分			間隔	
懸垂式の固定注油設備			四メートル以上	
その他の固定注油設備	固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下このロにおいて「最大の注油ホース全長」という。）が三メートル以下のもの		四メートル以上	
	最大の注油ホース全長が三メートルを超え四メートル以下のもの	五メートル以上		
	最大の注油ホース全長が四メートルを超え五メートル以下のもの	六メートル以上		
	最大の注油ホース全長が五メートルを超えるもの	七メートル以上		

- ハ 敷地境界線 一メートル以上
- ニ 建築物の壁 二メートル（給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、一メートル）以上
- 十四 懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備にあつては、ホース機器の引出口の高さを地盤面から四・五メートル以下とすること。
- 十五 懸垂式の固定給油設備又は固定注油設備を設ける給油取扱所には、当該固定給油設備又は固定注油設備のポンプ機器を停止する等により専用タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。
- 十六 給油取扱所には、給油又はこれに附帯する業務のための総務省令で定める用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けないこと。この場合において、給油取扱所の係員以外の者が出入する建築物の部分で総務省令で定めるものの床面積の合計は、避難又は防火上支障

がないと認められる総務省令で定める面積を超えてはならない。

十七 前号の給油取扱所に設ける建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口（自動車等の出入口で総務省令で定めるものを除く。）に防火設備を設けること。この場合において、当該建築物の総務省令で定める部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画され、かつ、防火上必要な総務省令で定める構造としなければならない。

十八 前号の建築物のうち、事務所その他火気を使用するもの（総務省令で定める部分を除く。）は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない総務省令で定める構造とすること。

十九 給油取扱所の周囲には、自動車等の出入りする側を除き、火災による被害の拡大を防止するための高さ二メートル以上の塀又は壁であつて、耐火構造のもの又は不燃材料で造られたもので総務省令で定めるものを設けること。

二十 ポンプ室その他危険物を取り扱う室（以下この号において「ポンプ室等」という。）を設ける場合にあつては、ポンプ室等は、次によること。

イ ポンプ室等の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留しないように適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。

ロ ポンプ室等には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

ハ 可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等には、その蒸気を屋外に排出する設備を設けること。

二十一 電気設備は、第九条第一項第十七号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。

二十二 自動車等の洗浄を行う設備その他給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、総務省令で定めるところにより設けること。

二十三 給油取扱所には、給油に支障があると認められる設備を設けないこと。

2 給油取扱所のうち建築物内に設置するものその他これに類するもので総務省令で定めるもの（以下「屋内給油取扱所」という。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項第一号から第六号まで、第七号本文、第九号から第十六号まで及び第十九号から第二十三号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 屋内給油取扱所は、壁、柱、床及びはりが耐火構造で、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一（六）項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物（総務省令で定める設備を備えたものに限る。）に設置すること。

二 屋内給油取扱所に専用タンク又は廃油タンク等を設ける場合には、当該専用タンク又は廃油タンク等の位置、構造及び設備は、次号から第四号までに定めるもののほか、第十三条第一項（第五号、第八号、第九号（注入口は屋外に設けることとする部分及び揭示板に係る部分に限る。）、第九号の二及び第十二号を除く。）、同条第二項（同項においてその例によるものとされる同条第一項第五号、第八号、第九号（注入口は屋外に設けることとする部分及び揭示板に係る部分に限る。）、第九号の二及び第十二号を除く。）又は同条第三項（同項においてその例によるものとされる同条第一項第五号、第八号、第九号（注入口は屋外に設けることとする部分及び揭示板に係る部分に限る。）、第九

号の二及び第十二号を除く。)に掲げる地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例によるものであること。

三 専用タンク及び廃油タンク等には、総務省令で定めるところにより、通気管又は安全装置を設けること。

四 専用タンクには、危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備を設けること。

五 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とするとともに、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。ただし、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階がない場合には、屋根を不燃材料で造ることができる。

六 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分のうち総務省令で定める部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の他の部分と区画され、かつ、防火上必要な総務省令で定める構造とすること。

七 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の窓及び出入口（自動車等の出入口で総務省令で定めるものを除く。）には、防火設備を設けること。

七の二 事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

八 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分のうち、事務所その他火気を使用するもの（総務省令で定める部分を除く。）は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない総務省令で定める構造とすること。

九 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の一階の二方については、自動車等の出入する側又は通風及び避難のための総務省令で定める空地に面するとともに、壁を設けないこと。ただし、総務省令で定める措置を講じた屋内給油取扱所にあつては、当該建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の一階の一方について、自動車等の出入する側に面するとともに、壁を設けないことをもつて足りる。

十 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分については、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けないこと。

十一 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、当該部分の上部に上階がある場合にあつては、危険物の漏えいの拡大及び上階への延焼を防止するための総務省令で定める措置を講ずること。

3 次に掲げる給油取扱所については、総務省令で、前二項に掲げる基準の特例（第五号に掲げるものにあつては、第一項に掲げる基準の特例に限る。）を定めることができる。

一 飛行場で航空機に給油する給油取扱所

二 船舶に給油する給油取扱所

三 鉄道又は軌道によつて運行する車両に給油する給油取扱所

四 圧縮天然ガスその他の総務省令で定めるガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充てんするための設備を設ける給油取扱所（第六号に掲げるものを除く。）

五 電気を動力源とする自動車等に水素を充てんするための設備を設ける給油取扱所（次号に掲げるものを除く。）

六 総務省令で定める自家用の給油取扱所

4 第四類の危険物のうちメタノール若しくはエタノール又はこれらを含有するものを取り扱う給油取扱所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、前三項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

5 顧客に自ら自動車等に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる給油取扱所として総務省令で定めるもの（第二十七条第六項第一号及び第一号の三において「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所」という。）については、総務省令で、前各項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

○ 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号） 抄

（固定給油設備等の構造）

第二十五条の二 令第十七条第一項第十号（令第十四条第九号及び令第十七条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める構造は、次のとおりとする。

一 ポンプ機器の構造は、次のとおりとすること。

イ 固定給油設備のポンプ機器は、当該ポンプ機器に接続される給油ホースの先端における最大吐出量がガソリン、第四類の危険物のうちメタノール若しくはこれを含有するもの（第二十八条の二から第四十条の十四において「メタノール等」という。）又は第四類の危険物のうちエタノール若しくはこれを含有するもの（第二十八条の二から第二十八条の三まで、第二十八条の二の八及び第四十条の十四において「エタノール等」という。）にあつては毎分五十リットル以下、軽油にあつては毎分百八十リットル以下となるものとする。

ロ 固定注油設備のポンプ機器は、当該ポンプ機器に接続される注油ホースの先端における最大吐出量が毎分六十リットル以下となるものとする。ただし、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のポンプ機器にあつては、当該ポンプ機器に接続される注油ホースの先端における最大吐出量が毎分百八十リットル以下となるものとする。ことができる。

ハ 懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備のポンプ機器には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に、危険物を自動的に専用タンクに戻すことができる装置をポンプ吐出管部に設けること。

ニ ポンプ又は電動機を専用タンク内に設けるポンプ機器（以下この条、第二十五条の三の二、第二十五条の五第二項、第二十八条の五十九第二項第八号及び第四十条の三の四第一号において「油中ポンプ機器」という。）は、第二十四条の二に掲げるポンプ設備の例によるものであること。

ホ 油中ポンプ機器には、当該ポンプ機器に接続されているホース機器が転倒した場合において当該ポンプ機器の運転を停止する措置が講じられていること。

二 ホース機器の構造は、次のとおりとすること。

イ 給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）は、危険物に侵されないものとするほか、日本工業規格K六三四三「送油用ゴムホース」に定める一種の性能を有するものとする。

ロ 給油ホース等の先端に設ける弁及び給油ホース等の継手は、危険物の漏れを防止することができる構造とすること。

ハ 給油ホース等は、著しい引張力が加わったときに当該給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置が講じられたものであること。

ニ ホース機器は、当該ホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造とすること。

ホ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のホース機器には、当該タンクの底部に達する注入管が設けられていること。

ヘ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のホース機器の注油ホースのうち、その先端における吐出量が毎分六十リットルを超えるものにあつては、危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造のものとし、当該タンクへ専用に注入するものとする。

ト 油中ポンプ機器に接続するホース機器には、当該ホース機器が転倒した場合において当該ホース機器への危険物の供給を停止する装置が設けられていること。

三 配管は、金属製のものとし、かつ、〇・五メガパスカルの圧力で十分間水圧試験を行つたとき漏えいその他の異常がないものであること。

四 難燃性を有する材料で造られた外装を設けること。ただし、ポンプ室に設けるポンプ機器又は油中ポンプ機器にあつては、この限りでない。

五 火花を発するおそれのある機械器具を設ける部分は、可燃性蒸気が流入しない構造とすること。

（圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所において充てんするガス）

第二十七条の二 令第十七条第三項第四号の圧縮天然ガスその他の総務省令で定めるガスは、圧縮天然ガス又は液化石油ガス（次条及び第二十八条において「圧縮天然ガス等」という。）とする。

（圧縮天然ガス等充てん設備設置屋外給油取扱所の基準の特例）

第二十七条の三 令第十七条第三項第四号に掲げる給油取扱所（以下「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所については、令第十七条第一項第十六号から第十八号まで及び第二十二号の規定は、適用しない。

3 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所には、給油又はこれに付帯する業務のための次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けてはならない。この場合において、第一号の二から第三号までの用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが出入するものを除く。）の床面積の合計は、三百平方メートルを超えてはならない。

一 給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は圧縮天然ガス等の充てんのための作業場

一の二 給油取扱所の業務を行うための事務所

二 給油、灯油若しくは軽油の詰替え、自動車等の点検・整備若しくは洗浄又は圧縮天然ガス等の充てんのために給油取扱所に出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場

三 自動車等の点検・整備を行う作業場

四 自動車等の洗浄を行う作業場

五 給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所

4 前項の圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所に設ける建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口（自動車等の出入口で前項第一号、第三号及び第四号の用途に供する部分に設けるものを除く。）に防火設備を設けること。この場合において、当該建築物の前項第五号の用途に供する部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画され、かつ、給油取扱所の敷地内に面する側の壁に出入口がない構造としなければならない。

5 前項の建築物のうち、事務所その他火気を使用するもの（第三項第三号及び第四号の用途に供する部分を除く。）は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない第二十五条の四第五項各号に掲げる構造としなければならない。

6 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該設備は、第二号から第六号までに定めるところにより設けなければならない。

一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器並びに圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十三号の圧縮天然ガススタンドをいう。以下この項及び次項において同じ。）又は液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第二条第一項第二十号の液化石油ガススタンドをいう。以下この項及び次項において同じ。）及び防火設備（一般高圧ガス保安規則第六条第一項第三十九号の防火設備又は液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十一号の防火設備のうち防火設備をいう。以下この項及び次項において同じ。）

二 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器の位置、構造又は設備の基準は、それぞれ次のとおりとすること。

イ 自動車等の洗浄を行う設備 第二十五条の五第二項第一号に定める基準

ロ 自動車等の点検・整備を行う設備 第二十五条の五第二項第二号に定める基準

ハ 混合燃料油調合器 第二十五条の五第二項第三号に定める基準

三 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所に設ける自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満とすること。

四 圧縮天然ガススタンドの圧縮機、貯蔵設備、デイスペンサー及びガス配管の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、それぞれ次のとおりとすること。

イ 圧縮機

(1) 位置は、給油空地及び注油空地（以下この条及び第二十七条の五において「給油空地等」という。）以外の場所であること。

(2) ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのあるものにあつては、吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置を設けること。

(3) 吐出側直近部分の配管に逆止弁を設けること。

(4) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ロ 貯蔵設備

(1) 位置は、イ(1)の圧縮機の位置の例によるほか、(2)に定めるところによること。

(2) 専用タンクの注入口及び第二十五条第二号に掲げるタンクの注入口から八メートル以上の距離を保つこと。ただし、地盤面下に設置される場合又はこれらの注入口の周囲で発生した火災の熱の影響を受けないための措置が講じられている場合にあつては、この限りでない。

ハ ディスペンサー

(1) 位置は、イ(1)の圧縮機の位置の例によるほか、給油空地等においてガスの充てんを行うことができない場所であること。

(2) 充てんホースは、自動車等のガスの充てん口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とし、かつ、著しい引張力が加わった場合に当該充てんホースの破断によるガスの漏れを防止する措置が講じられたものであること。

(3) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ニ ガス配管

(1) 位置は、イ(1)の圧縮機の位置の例によるほか、(2)に定めるところによること。

(2) 自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。ただし、自動車等の衝突を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。

(3) 漏れたガスが滞留するおそれのある場所に設置する場合には、接続部を溶接とすること。ただし、当該接続部の周囲にガスの漏れを検知することができる設備を設けた場合は、この限りでない。

(4) ガス導管から圧縮機へのガスの供給及び貯蔵設備からディスペンサーへのガスの供給を緊急に停止することができる装置を設けること。この場合において、当該装置の起動装置は、火災その他の災害に際し、速やかに操作することができる箇所に設けること。

五

液化石油ガススタンドの受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充てん用ポンプ機器、ディスペンサー及びガス配管の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管にあつてはそれぞれ前号イ(3)を除く。）、ロ、ハ又はニ(4)中ガス導管から圧縮機へのガスの供給に係る部分を除く。）の規定の例によることとし、受入設備及び充てん用ポンプ機器にあつてはそれぞれ次のとおりとすること。

イ 受入設備

- (1) 位置は、前号イ(1)の圧縮機の位置の例によるほか、給油空地等においてガスの受入れを行うことができない場所であること。
 - (2) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。
- ロ 充てん用ポンプ機器

- (1) 位置は、前号イ(1)の圧縮機の位置の例によること。
- (2) ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇することを防止するための措置を講ずること。
- (3) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

六 防火設備の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、そのポンプ機器にあつては、次のとおりとすること。

イ 位置は、第四号イ(1)の圧縮機の位置の例によること。

ロ 起動装置は、火災その他の災害に際し、速やかに操作することができ、箇所には設けること。

七 第三項から前項までに定めるもののほか、圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

一 防火設備から放出された水が、給油空地等、令第十七条第一項第二十号に規定するポンプ室等並びに専用タンクの注入口及び第二十五条第二号に掲げるタンクの注入口付近に達することを防止するための措置を講ずること。

二 簡易タンク又は専用タンクの注入口若しくは第二十五条第二号に掲げるタンクの注入口から漏れた危険物が、前項第三号から第五号までに掲げる設備が設置されている部分（地盤面下の部分を除く。）に達することを防止するための措置を講ずること。

三 固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクには、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

四 簡易タンクを設ける場合には、圧縮天然ガスタンド又は液化石油ガスタンドのガス設備から火災が発生した場合に当該タンクへの延焼を防止するための措置を講ずること。

（圧縮天然ガス等充てん設備設置屋内給油取扱所の基準の特例）

第二十七条の四 令第十七条第三項第四号に掲げる給油取扱所に係る令第十七条第三項の規定による同条第二項に掲げる基準の特例は、前条第三項、第六項及び第七項の規定の例によるほか、この条の定めるところによる。

2 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所については、令第十七条第二項においてその例によるものとされる同条第一項第十六号及び第二十二号並びに同条第二項第七号及び第九号ただし書の規定は、適用しない。

3 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の窓及び出入口（自動車等の出入口で前条第三項第一号、第三号及び第四号の用途に供する部分に設けるものを除く。）には、防火設備を設けなければならない。

4 令第十七条第二項第一号の建築物は、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有しないものでなければならない。

(圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準の特例)

第二十七条の五 令第十七条第三項第五号に掲げる給油取扱所(水素を充填するための設備は、圧縮水素を充填するための設備に限る。以下「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」という。)に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、第二十七条の三第三項から第五項までの規定の例によるほか、この条の定めるところによる。この場合において、同条第三項及び第四項中「圧縮天然ガス等」とあるのは、「圧縮水素」とする。

2 圧縮水素充填設備設置給油取扱所については、令第十七条第一項第七号、第八号、第十六号から第十八号まで及び第二十二号の規定は、適用しない。

3 圧縮水素充填設備設置給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク、危険物から水素を製造するための改質装置に接続する原料タンク又は容量一万リットル以下の第二十五条で定めるタンク(以下この条において「専用タンク等」という。)を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けてはならない。ただし、都市計画法第八条第一項第五号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量六百リットル以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに一個ずつ三個まで設けることができる。

4 前項の専用タンク等又は簡易タンクを設ける場合には、当該専用タンク等又は簡易タンクの位置、構造及び設備は、次によらなければならない。

一 専用タンク等の位置、構造及び設備は、令第十三条第一項(第五号、第九号(揭示板に係る部分に限る。)、第九号の二及び第十二号を除く。)、同条第二項(同項においてその例によるものとされる同条第一項第五号、第九号(揭示板に係る部分に限る。)、第九号の二及び第十二号を除く。))又は同条第三項(同項においてその例によるものとされる同条第一項第五号、第九号(揭示板に係る部分に限る。))、第九号の二及び第十二号を除く。)に掲げる地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例によるものであること。

二 簡易タンクの構造及び設備は、令第十四条第四号及び第六号から第八号までに掲げる簡易タンク貯蔵所の簡易貯蔵タンクの構造及び設備の例によるものであること。

5 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該設備は、第二十七条の三第六項第二号、第三号及び第六号の規定の例によるほか、第二号及び第三号に定めるところにより設けなければならない。この場合において、同条第六項第三号中「圧縮天然ガス等」とあるのは「圧縮水素」と、同項第六号中「防火設備」とあるのは「第二十七条の五第五項第一号に規定する防火設備又は温度の上昇を防止する装置」とする。

一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器及び危険物から水素を製造するための改質装置並びに圧縮水素スタンド(一般高压ガス保安規則第二条第一項第二十五号の圧縮水素スタンドをいう。以下この項及び次項において同じ。)及び防火

設備（同規則第六条第一項第三十九号の防火設備のうち防火設備をいう。次項において同じ。）又は温度の上昇を防止する装置（同規則第七条の三第二項第十五号、第十九号及び第二十号の温度の上昇を防止する装置をいう。次項において同じ。）

二 危険物から水素を製造するための改質装置の位置、構造及び設備の基準は、令第九条第一項第十二号から第十六号まで、第十八号、第二十一号及び第二十二号の規定の例によるほか、次のとおりとすること。

イ 危険物から水素を製造するための改質装置は、自動車等が衝突するおそれのない屋外に設置すること。

ロ 改質原料及び水素が漏えいした場合に危険物から水素を製造するための改質装置の運転を自動的に停止させる装置を設けること。

ハ ポンプ設備は、改質原料の吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇することを防止するための措置を講ずること。

ニ 危険物から水素を製造するための改質装置における危険物の取扱量は、指定数量の十倍未満であること。

三 圧縮水素スタンドの改質装置（前号に掲げる改質装置を除く。以下この号において同じ。）、液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機、蓄圧器、デイスペンサー、液化水素配管及びガス配管並びに液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、それぞれ次のとおりとすること。

イ 改質装置の位置、構造及び設備の基準は、前号イからハまでの規定の例によること。

ロ 液化水素の貯槽には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ハ 送ガス蒸発器には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ニ 圧縮機

(1) ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのあるものにあつては、吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置を設けること。

(2) 吐出側直近部分の配管に逆止弁を設けること。

(3) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ホ 蓄圧器には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ヘ デイスペンサー

(1) 位置は、給油空地等以外の場所であり、かつ、給油空地等において圧縮水素の充填を行うことができない場所であること。

(2) 充填ホースは、自動車等のガスの充填口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とし、かつ、著しい引張力が加わった場合に当該充填ホースの破断によるガスの漏れを防止する措置が講じられたものであること。

(3) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

(4) 自動車等の衝突を検知し、運転を自動的に停止する構造のものとすること。

ト 液化水素配管及びガス配管

- (1) 位置は、給油空地等以外の場所とするほか、(2)に定めるところによること。
 - (2) 自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。ただし、自動車等の衝突を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。
 - (3) 液化水素配管又はガス配管から火災が発生した場合に給油空地等及び専用タンク等の注入口への延焼を防止するための措置を講ずること。
 - (4) 漏れたガスが滞留するおそれのある場所に設置する場合には、接続部を溶接とすること。ただし、当該接続部の周囲にガスの漏れを検知することができると設備を設けた場合は、この限りでない。
 - (5) 蓄圧器からデイスペンサーへのガスの供給を緊急に停止することができると装置を設けること。この場合において、当該装置の起動装置は、火災その他の災害に際し、速やかに操作することができると箇所を設けること。
- チ 液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備

- (1) 位置は、給油空地等以外の場所であり、かつ、給油空地等において液化水素又はガスの受入れを行うことができない場所であること。
 - (2) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。
- 6 第三項から前項までに定めるもののほか、圧縮水素充填設備設置給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

- 一 改質装置、液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機及び蓄圧器と給油空地等、簡易タンク及び専用タンク等の注入口との間に障壁を設けること。
- 二 防火設備又は温度の上昇を防止する装置から放出された水が、給油空地等、令第十七条第一項第二十号に規定するポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置を講ずること。
- 三 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、デイスペンサーに達することを防止するための措置を講ずること。
- 四 固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクには、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。
- 五 簡易タンクを設ける場合には、圧縮水素スタンドの設備から火災が発生した場合に当該タンクへの延焼を防止するための措置を講ずること。
- 六 液化水素の貯槽を設ける場合には、固定給油設備又は固定注油設備から火災が発生した場合にその熱が当該貯槽に著しく影響を及ぼすおそれのないようにするための措置を講ずること。

（メタノール等及びエタノール等の屋外給油取扱所の特例）

第二十八条の二 メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る令第十七条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおり

とする。

一 削除

二 メタノールを取り扱う専用タンクを設ける場合には、当該専用タンクの位置、構造及び設備は、次によること。

イ 令第十七条第一項第八号イにおいてその例によるものとされる令第十三条第一項第十三号の規定にかかわらず、専用タンク又はその周囲には、当該専用タンクからのメタノールの漏れを検知することができ装置を設けること。ただし、専用タンクに同条第二項第一号イ又はロに掲げる措置を講じたものにあつては、この限りでない。

ロ 専用タンクの注入口には、弁及び危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備を設けること。

ハ 専用タンクの注入口の周囲には、排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量四立方メートル以上の設備を設けること。

ニ 令第十七条第一項第八号イにおいてその例によるものとされる令第十三条第三項の規定は、適用しないこと。

三 第四類の危険物のうちメタノールを含有するものを取り扱う専用タンクを設ける場合には、当該専用タンクの位置、構造及び設備は、前号ハ及びニに適合するものであること。

四 メタノールを取り扱う簡易タンクを設ける場合には、当該簡易タンクの注入口に弁を設けること。

2 エタノールを取り扱う給油取扱所に係る令第十七条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、前項（第三号を除く。）の例による。

3 第四類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所に係る令第十七条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

一 第四類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う専用タンクの注入口の周囲には、排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量四立方メートル以上の設備を設けること。ただし、専用タンクの注入口から当該危険物が漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合にあつては、この限りではない。

二 第二十三条の三第二号に規定する設備のうち、専用タンクの周囲に四箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備を設けるものにあつては、当該設備により当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合には、令第十七条第一項第八号イにおいてその例によるものとされる令第十三条第三項の規定は、適用しない。

（メタノール等及びエタノール等の屋内給油取扱所の特例）

第二十八条の二の二 メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る令第十七条第四項の規定による同条第二項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

一 削除

二 メタノールを取り扱う専用タンクを設ける場合には、当該専用タンクの位置、構造及び設備は、前条第二号ハの規定の例によるほか、次によること。

イ 令第十七条第二項第二号においてその例によるものとされる令第十三条第一項第十三号の規定にかかわらず、専用タンク又はその周囲には、当該専用タンクからのメタノールの漏れを検知することができる装置を設けること。ただし、専用タンクに同条第二項第一号イ又はロに掲げる措置を講じたものにあつては、この限りでない。

ロ 専用タンクの注入口には、弁を設けること。

ハ 令第十七条第二項第二号においてその例によるものとされる令第十三条第三項の規定は、適用しないこと。

三 第四類の危険物のうちメタノールを含有するものを取り扱う専用タンクを設ける場合には、当該専用タンクの位置、構造及び設備は、前条第二号ハ及び前号ハに適合するものであること。

2 エタノールを取り扱う給油取扱所に係る令第十七条第四項の規定による同条第二項に掲げる基準を超える特例は、前項（第三号を除く。）の例による。

3 第四類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所に係る令第十七条第四項の規定による同条第二項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

一 第四類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う専用タンクの注入口の周囲には、排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量四立方メートル以上の設備を設けること。ただし、専用タンクの注入口から当該危険物が漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合にあつては、この限りではない。

二 第二十三条の三第二号に規定する設備のうち、専用タンクの周囲に四箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備を設けるものにあつては、当該設備により当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合には、令第十七条第一項第八号イにおいてその例によるものとされる令第十三条第三項の規定は、適用しない。

（メタノール等及びエタノール等の圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所等の基準の特例）

第二十八条の二の三 メタノール等又はエタノール等を取り扱う給油取扱所（圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所及び第二十八条第一項の自家用の給油取扱所に限る。）に係る令第十七条第四項の規定による同条第三項に掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。

2 前項の給油取扱所（次項に定めるものを除く。）のうち、メタノール等を取り扱うものにあつては第二十八条の二第一項の規定に、エタノールを取り扱うものにあつては同条第二項の規定に、第四類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱うものにあつては同条第三項の規定に、それぞれ適合しなければならない。

3 第一項の給油取扱所（屋内給油取扱所に該当するものに限る。）のうち、メタノール等を取り扱うものにあつては前条第一項の規定に、エタノールを取り扱うものにあつては同条第二項の規定に、第四類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱うものにあつては同条第三項の規定に、それぞれ適合しなければならない。

（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所）

第二十八条の二の四 令第十七条第五項の総務省令で定める給油取扱所は、顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取扱所とする。

（顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例）

第二十八条の二の五 前条の給油取扱所に係る令第十七条第五項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

一 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所には、当該給油取扱所へ進入する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨を表示すること。

二 顧客に自ら自動車等に給油させるための固定給油設備（以下「顧客用固定給油設備」という。）の構造及び設備は、次によること。

イ 給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。

ロ 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設ける顧客用固定給油設備は、次によること。

(1) 給油作業を開始しようとする場合において、給油ノズルの手動開閉装置が開放状態であるときは、当該手動開閉装置をいったん閉鎖しなければ給油を開始することができない構造のものとすること。

(2) 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとすること。

(3) 引火点が四十度未満の危険物を取り扱うホース機器にあつては、自動車等の燃料タンクに給油するときに放出される可燃性の蒸気を回収する装置を設けること。

ハ 引火点が四十度未満の危険物を取り扱う給油ノズルは、給油時に人体に蓄積された静電気を有効に除去することができる構造のものとすること。ただし、ロ(3)に規定する可燃性の蒸気を回収する装置を設けた顧客用固定給油設備については、この限りでない。

ニ 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとするとともに、自動車等の燃料タンク給油口から危険物が噴出した場合において顧客に危険物が飛散しないための措置を講ずること。

ホ 第二十五条の二第二号ハの規定にかかわらず、給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。

ヘ ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止することができる構造のものとすること。

ト 一回の連続した給油量及び給油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとすること。

チ 地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造のものとすること。

三 顧客に自ら灯油又は軽油を容器に詰め替えさせるための固定注油設備（以下「顧客用固定注油設備」という。）の構造及び設備は、次によること。

イ 注油ホースの先端部に開放状態で固定できない手動開閉装置を備えた注油ノズルを設けること。

ロ 注油ノズルは、容器が満量となつたときに危険物の注入を自動的に停止する構造のものとすること。

ハ 一回の連続した注油量及び注油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとすること。

ニ 地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造のものとすること。

四 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、次に定める措置を講ずること。ただし、顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所に当該固定給油設備若しくは固定注油設備又は簡易タンクが設置される場合にあつては、この限りでない。

イ 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ロ 固定給油設備及び固定注油設備には、当該固定給油設備又は固定注油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備及び固定注油設備にあつては、ホース機器。以下この号において同じ。）が転倒した場合において当該固定給油設備又は固定注油設備の配管及びこれらに接続する配管からの危険物の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。

五 固定給油設備及び固定注油設備並びにその周辺には、次に定めるところにより必要な事項を表示すること。

イ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備には、それぞれ顧客が自ら自動車等に給油することができ固定給油設備又は顧客が自ら危険物を容器に詰め替えることができる固定注油設備である旨を見やすい箇所に表示するとともに、その周囲の地盤面等に自動車等の停止位置又は容器の置き場所等を表示すること。

ロ 第二十五条の三の規定にかかわらず、顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備にあつては、その給油ホース等の直近その他の見やすい箇所に、ホース機器等の使用方法及び危険物の品目を表示すること。この場合において、危険物の品目の表示は、次の表の上欄に掲げる取り扱う危険物の種類に応じそれぞれ同表の中欄に定める文字を表示するとともに、文字及び地並びに給油ホース等その他危険物を取り扱うために顧客が使用する設備に彩色を施す場合には、それぞれ同表の下欄に定める色とすること。

取り扱う危険物の種類		文字	色
自動車ガソリン（日本工業規格 K 二二〇二「自動車ガソリン」に規定するもののうち一号に限る。）		「ハイオクガソリン」又は「ハイオク」	黄

自動車ガソリン（日本工業規格K二二〇二「自動車ガソリン」に規定するものうち一号（E）に限る。）	「ハイオクガソリン（E）」又は「ハイオク（E）」	ピンク
自動車ガソリン（日本工業規格K二二〇二「自動車ガソリン」に規定するものうち二号に限る。）	「レギュラーガソリン」又は「レギュラー」	赤
自動車ガソリン（日本工業規格K二二〇二「自動車ガソリン」に規定するものうち二号（E）に限る。）	「レギュラーガソリン（E）」又は「レギュラー（E）」	紫
軽油	「軽油」	緑
灯油	「灯油」	青

ハ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備以外の固定給油設備又は固定注油設備を設置する場合にあつては、顧客が自ら用いることができない固定給油設備又は固定注油設備である旨を見やすい箇所に表示すること。

六 顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設けること。

イ 制御卓は、すべての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。

ロ 給油中の自動車等により顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の使用状況について制御卓からの直接的な視認が妨げられるおそれのある部分については、制御卓における視認を常時可能とするための監視設備を設けること。

ハ 制御卓には、それぞれの顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始し、及び停止するための制御装置を設けること。

ニ 制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができるとともに、すべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けること。

ホ 制御卓には、顧客と容易に会話することができる装置を設けるとともに、給油取扱所内のすべての顧客に対し必要な指示を行うための放送機器を設けること。

（顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所の特例）

第二十八条の二の六 第二十八条の二の四の給油取扱所に係る令第十七条第五項の規定による同条第二項に掲げる基準を超える特例は、前条（第

四号中簡易タンクに係る部分を除く。）の規定の例によるものとする。

（顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所等の特例）

第二十八条の二の七 第二十八条の二の四の給油取扱所（圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所及び第二十八条第一項の自家用の給油取扱所に該当するものに限る。）に係る令第十七条第五項の規定による同条第三項に掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。

2 前項の給油取扱所（次項に定めるものを除く。）は、第二十八条の二の五（圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所及び圧縮水素充てん設備設置給油取扱所にあつては、第四号イを除く。）の規定に適合しなければならない。

3 第一項の給油取扱所（屋内給油取扱所に該当するものに限る。）は、前条（圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所にあつては、同条においてその例によるものとされる第二十八条の二の五第四号イを除く。）の規定に適合しなければならない。

（顧客に自ら給油等をさせるエタノール等の給油取扱所等の特例）

第二十八条の二の八 第二十八条の二の四の給油取扱所（エタノール等を取り扱う給油取扱所に限る。）に係る令第十七条第五項の規定による同条第四項に掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。

2 前項の給油取扱所（次項及び第四項に定めるものを除く。）は、第二十八条の二の五の規定に適合しなければならない。

3 第一項の給油取扱所（屋内給油取扱所に該当するもの（次項に定めるものを除く。）に限る。）は、第二十八条の二の六の規定に適合しなければならない。

4 第一項の給油取扱所（圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所及び第二十八条第一項の自家用の給油取扱所に該当するものに限る。）は、前条の規定に適合しなければならない。